

第13章後半目次

- 13.5 製造中の管理：管轄を維持し改善するために行なう複数の食品ロットからのデータの編成
 - 13.5.1 定量データに対する要数管理図
 - 13.5.2 要数管理図作成の一概原則
 - 13.5.3 データが自動相關する際の修正
 - 13.5.4 懐生物濃度の個々の数値を因表化した際に考慮すべき事項
 - 13.5.5 懐生物数の要数管理図の限界値選定
 - 13.5.6 ある種の要数管理図を解釈する際の注意
 - 13.5.7 懐生物の有無に対する定性管理図
 - 13.5.8 データのサブセットによる複合的な要数管理図の利点
 - 13.5.9 管理図作成ソフトウェアに関する注意
- 13.6 規制の手段としての工程管理検査の利用
- 13.7 過去に認識されなかつた要因や不測の事態に対する検討およびそこから得られる教訓

サンプリングプラン勉強会

第13章 工程管理

—後半—

2008年4月17日(木)

国立医薬品食品衛生研究所
春日 文子

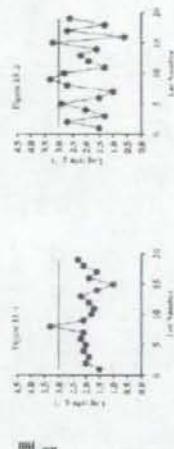
13.5 製造中の管理：管轄を維持し改善するために行なう複数の食品ロットからのデータの編成

• 微生物学的検査プログラムの意義が実質的に変化

- 各々のロットに対する検査⇒食品管理システムの有効性の検証
- 微生物学的試験法は実質的には同一、しかしデータ解釈のための統一計解法は別
- バッチ内とバッチ間の変動を考慮
- HACCPシステムなどにおける定期的検査の目的
- 安全な製品が生産される状態が維持されているという保証
- 管理不能に陥る前に修正のための行動を取ることができるように、作業の傾向を分析するための基盤
- 管理不能の原因(汚染の周期性など)の見極め
- 本来のHACCPプランを再検討する必要があるほど状況が変化していることの警告

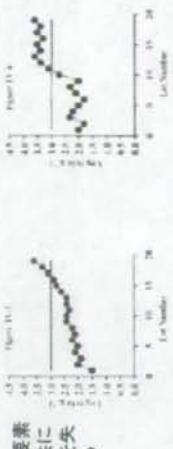
- 管理図：複数のロットにわたる結果を視覚的に追跡
- 累積和(CUSUM)管理図 Cumulative sum charts
- 移動和(MOSUM)管理図 Moving sum charts

• 良好に管理された状態



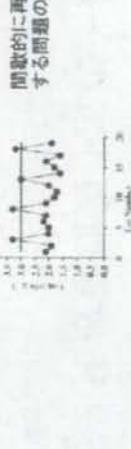
変動性の大きい
状態 営業不適
の要因は？

• 工程の一要素 が時間と共に その効果を失 いつつある



機器の重要な
部分が突然故
障した場合など
の管理不能

• 間歇的に再発 する問題の存在

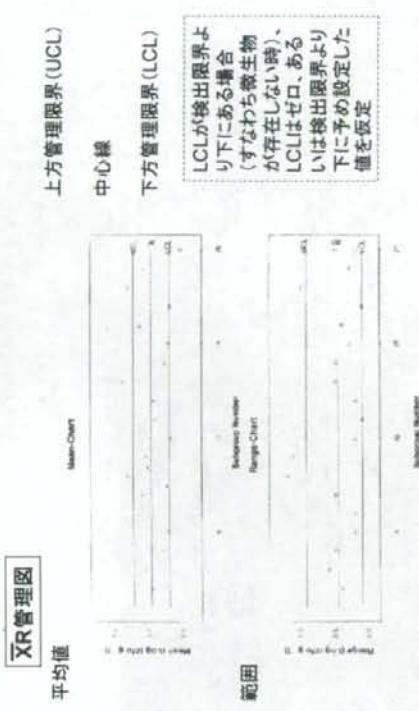


13.5.1 定量データに対する変数管理図

評価される微生物学的データ

- 定性データ(定量的でないデータ、微生物の有無の試験)
- 変数データ(定量的数据、微生物濃度の判定)

13.5.2 変数管理図作成の一般原則



13.5.2 変数管理図作成の一般原則(続)

13.5.2 変数管理図作成の一般原則(続)

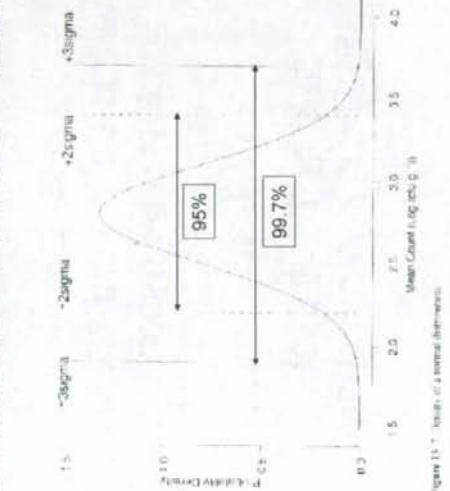


Table 13-1 Hypothetical Results of a Process Capability Study for a Ready-to-Eat Food Where n Total Aerobic Plate Count Data (\log_{10} cfu/g) Are Used To Verify the Acceptability of a Product

Subgroup	Sample 1			Sample 2			Sample 3			Sample 4		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1	2.7	3.0	3.0	2.9	2.8	2.8	2.9	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8
2	2.8	3.3	3.3	3.0	2.8	2.8	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9
3	2.9	2.5	2.5	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7
4	2.6	2.6	2.6	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7
5	3.1	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
6	3.2	2.9	2.9	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8
7	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8
8	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
9	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6
10	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8
11	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8
12	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9
13	3.0	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3
14	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9
15	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
16	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1
17	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
18	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8
19	2.9	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
20	2.4	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3

Figure 13-2 Normal distribution curve.

13.5.2 変数管理図作成の一般原則(続)

一 管理限界の設定

- \bar{X} の管理限界 : 3σ の算出

$$LCL = \bar{X} - (A_2 * \bar{R}), UCL = \bar{X} + (A_2 * \bar{R})$$

• \bar{R} の管理限界

$$LCL = D_3 * \bar{R}, UCL = D_4 * \bar{R}$$

Table 13-2 Parameters for Determining "3-s" Control Limits for X and R Charts

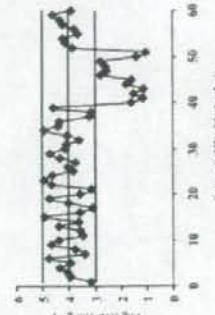
Sample Size (<i>n</i>) per Subgroup	A_2	D_3	D_4
2	1.880	0	3.268
3	1.023	0	2.574
4	0.726	0	2.282
5	0.577	0	2.114
6	0.483	0	2.004
7	0.419	0.076	1.924
8	0.373	0.136	1.864
9	0.337	0.184	1.816
10	0.306	0.223	1.777

13.5.3 データが自動相関する際の修正

- 管理図を作成する際の基礎となる前提
 - 各々のデータポイントがプロットされるにつれて、正規分布($\log 10$ の値)あるいは対数正規分布に従って経時的にランダムに分散
- 実際の製造現場
 - 経時に継続して収集された製品のパラメーターの連続した測定値は、しばしば互いに相關し合う(すなわち測定値が自動相関する)
 - 自動相関は、複数の値が互いに近い時間帯に收集された時に特に生じやすい、
 - 自動相関は、管理限界の設定に関連して、管理図のデータのパターンに影響を及ぼす

13.5.4 微生物濃度の個々の数値を図表化した際に考慮すべき事項

- 40週以降に同じ程度の変動、しかし低いレベル機器における変化、季節性の影響、分析法の変更などが原因か?
- 异常な低値あるいは低値のパターンは、工程の改善の余地あるいは分析プロトコルの見直しの必要を示唆



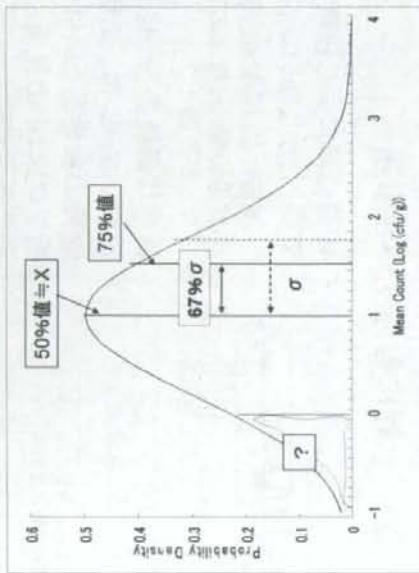
最終製品のサンプルにおける
指標微生物濃度の例

- ## 13.5.5 微生物数の変数管理図の限界値選定
- 变数管理図の上方限界と下方限界の設定に当たつては、食品科学者、食品微生物学者、工程の管理者等の専門的判断が最も重要な役割を果す
 - 限界値の初期値を選定する一助となる統計的工程管理(statistical process control: SPC)法
 - > 90%以上が定量可能(10%未満が検出限界以下)
 - > 検出限界以下: 検出限界の半分の値に代入し、 $\log 10$ 換算
 $\sqrt{\bar{X}} \pm 2\sigma$ で「警告限界」、 $\bar{X} \pm 3\sigma$ で「中止限界」
 - > 10~50%が検出限界以下
 - ✓ 50%値 ~ 75%値 ($\log = \sigma \times 6.77 \Rightarrow \sigma$ を推定)
 - ✓ 50%値 = \bar{X}
 - ✓ 50%以上が検出限界以下
 - > 一応、70%値 ~ 90%値 ($\log = \sigma \times 7.66$)
 - ✓ しかし、変数管理図を使うこと自体、参考した方がよい

13.5.5 微生物数の変数数管理図の限界値選定(続)

13.5.5 微生物数の変数の選定(続)

- 限界値の初期値の設定⇒その後得られた最初の試験結果を慎重に調べ、初期値の設定に用いたデータが、工程が良好に管理されていることを示すものであることを確認する場合、工程あるいは原料の変更、サンプリング法あるいは分析法の変更を検討
 - $\bar{X} - 3\sigma$ 未満あるいは $\bar{X} + 3\sigma$ 以上の結果が出た場合、5つの連続した結果のうち3つが $\bar{X} - 2\sigma$ 未満あるいは $\bar{X} + 2\sigma$ 以上である場合
 - 選定した限界値に過度の誤警報が生じた場合、限界値を第Ⅱ種の過誤（安全性の欠陥を感じしないこと）の可能性と比較し、適切な場合は範囲を広げる
 - 工程が以下の点について適切に判定されるまでは、調査と変更を繰り返す
 - 工程が管理されている場合の逸脱の頻度
管理不良の頻度



1356 ある種の変数管理図を解釈する際の注意

- ・ 移動範囲(R)図は、pHや温度などの指標をモニタリングする工程管理に有用
 - ・ 個々の結果とその前の結果の差の絶対値を追跡、減少と増加は同じく扱われる
 - ・ ⇔有害微生物の濃度については、微生物濃度の有意な減少と有意な増加を同じには扱えない、移動範囲の平均値を〇の推定値に換算する標準的な方法は、病原体と指標細菌に関しては推奨できない複数の要因が自動相関し、食品の微生物レベルの変動を過小評価させるため

13.5.7 微生物の有無に対する定性管理図

- 微生物の有無を調べる試験
- 試験の結果は、試験ノルムに依存する。特に検出限界には大きな左右される。
- 試験の結果が出来るまでの時間問題がある。

- Figure 15 • Petri dish showing 12 bacterial streaks. The streaks are labeled as follows: 1. Escherichia coli, 2. Citrobacter freundii, 3. Enterobacter cloacae, 4. Klebsiella pneumoniae, 5. Pseudomonas aeruginosa, 6. Proteus vulgaris, 7. Serratia marcescens, 8. Acinetobacter calcoaceticus, 9. Staphylococcus aureus, 10. Streptococcus faecalis, 11. Listeria monocytogenes, and 12. Salmonella typhimurium.

1日1回実施される、サルモネラ定性試験の架空例
管理下：4回に1回の頻度で陽性
管理基準：4日間連続で陽性
結果判定に要する時間：2.5日

13.5.7 微生物の有無に対する定性管理図(続)

- 定性管理図に関する応答時間に影響する要因
 - 試験の頻度
 - 既定された管理基準
 - サンプルの試験に要する時間
 - 工程あるいはシステムが管理された状態で作動している場合、ある割合 ρ で「陽性」
 - 連続的な試験結果は各々独立
 - 「陰性」結果が予想外に長く続く場合、試験が独立しない可能性も考慮

13.5.8 データのサブセットによる複合的な管理図の利点

- 最終製品の検証サンプリング：工程管理のすべての段階の統合を反映し、生産全体に影響を及ぼす問題による不良を明らかにするため、効果的な管理図作成のために必要不可欠
- 工程の中間点における重要な段階での検証サンプリング：原因を突き止めるための貴重な情報を得たり、発生した問題をより早期に特定したりすることができる

13.5.9 管理図作成ソフトウェアに関する注意

- 各種の管理図ソフトウェアが入手可能
- オプションを利用する際には注意が必要
☆食品と工業製品とは異なる
- ソフトウェアによってのみ管理の記録を維持する場合も、注意：データのインポート時に χ^2 を自動的に再調整し、調整の痕跡を残さないソフトも



- ### 13.6 規制の手段としての工程管理検査の利用
- 個々のバッチの検査から、工程管理手法の妥当性確認、モニタリング、検証へ
 - 例：米国農務省(USDA)食品安全検査局(FSIS)の病原体低減/HACCP規制
 - 生産者によるE. coliの検査
 - n=13, C=3, m and M based on national baseline surveys, commodity-specific rate of sampling
 - FSISによるSalmonella spp.の検査定性検査、national baseline surveysに基づき肉の種類

Table 13.3 Salmonella Performance Standards Associated with the USDA Pathogen Reduction/HACCP Regulation				
Class of Products	Performance Standard (% positive for Salmonella)	Number of Samples Tested (n)	Maximum Number of Positives to Achieve Standard (d)	1
Meat/Poultry	1.0	62	1	
Cooked Ham	2.7	58	2	
Ground Beef	7.5	53	5	
Beef	20.0	51	12	
Pork	8.7	53	6	
Ground Turkey	43.5	34	29	
Ground Chicken	44.6	51		

13.7 過去に認識されなかつた要因や不測の事態に対する検討およびそこから得られる教訓

- HACCPの検証は、HACCPプログラムの基礎となつた危害分析において特定された状態と必要条件が存続しているかを確認する目的も

- 液卵製品の低温殺菌についての考察

- 液卵製造のCCPは加熱時間と温度の条件
- それらパラメーターは *Salmonella*接種試験から
- 試験当時、液卵使用される卵は殻つき卵市場の売れ残り
- 卵白のpHは7～8の間であるが、数日の間に10～11に上昇
⇒ *Salmonella*の耐熱性が低下
- ところが最近、液卵用の卵は農場から直接入荷
- pHは7～8のまま ⇒ *Salmonella*の耐熱性はデータ作出より高くなつていてる
- CCPをモニタリングしても、卵の重要な特性におけるこのゆるやかな変化は検知されない、

ICMSF 第14章 —ビーナッツに含まれる アフラトキシン—

国立医薬品食品衛生研究所
衛生微生物部
小西良子

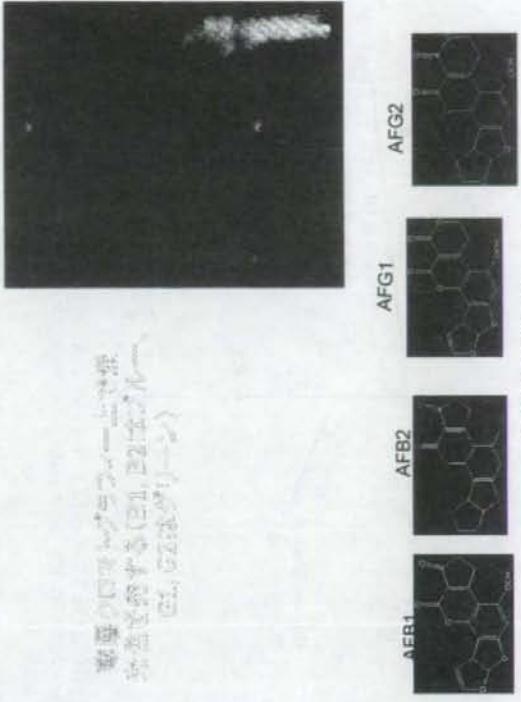
サンプリングセミナー
2008.5.29

- ✓ *Aspergillus flavus*, *A. parasiticus*の2次代謝物質物 (ビーナッツ汚染には*A. parasiticus*が関係している)
- ✓ *Aspergillus flavus*は天然分離株の40%がアフラトキシン産生(主にB1, B2)
- ✓ *A. parasiticus*はすべての天然分離株がアフラトキシン産生(B1, B2, G1, G2)
- ✓ 強い発ガン性をもつ
- ✓ 自然汚染はアフラトキシンB1, B2, G1, G2

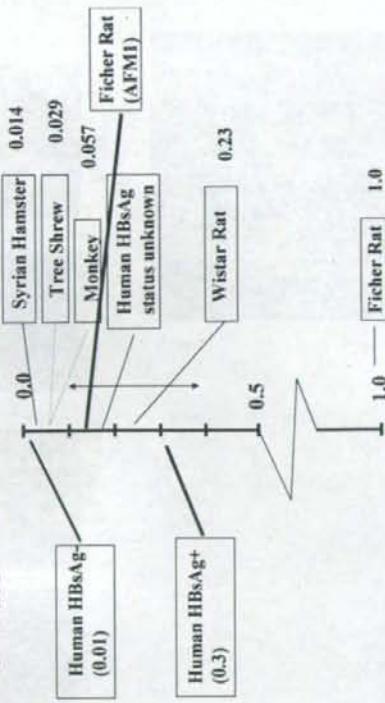
- 183 -

14.1 序論 (2)

- ✓ 諸外国で基準値が設定されている(1-25 $\mu\text{g kg}^{-1}$)
- ✓ コーデックス委員会では食品中の総アフラトキシン量のマキシマムレベルを15 $\mu\text{g kg}^{-1}$ とした(対象は加工用ビーナッツ)



14.2 リスク評価 (2)



- ✓アフラトキシンはほとんどの動物種に肝臓ガンを誘発させる。
- ✓HBV感染ヒアフラトキシン誘発肝臓ガンの発症率は相関関係が疫学的に認められる。

しかし明確なアフラトキシン暴露によるリスクを評価、予測することは難しい。

JECFAは毒性データと疫学データに基づくリスク評価をHBV感染⁴と非感染者に適用できる2つの基本的なグループに分けた。

サンプリングセミナー 2008.5.20

- 184 -

14.2 リスク評価(3)

✓14.3 リスク管理

- ✓輸入国 5 $\mu\text{g kg}^{-1}$ から1 $\mu\text{g kg}^{-1}$ に引き下げられた。
- ✓生産国 輸入国の規制値はクリアできない

この数値を基にリスク評価をすると、

- 1)摂取する食品に20 $\mu\text{g kg}^{-1}$ 以上のアフラトキシンが含まれていない食事形態(ヨーロッピアンタイプ)の場合、アフラトキシン一日平均摂取量は19 ngであり、体重60kgと仮定した場合、その集団の平均ガンリスクは年間10万人当たり0.004人がガンを発症する。
- 2)インドネシアではヨーロッパのリスクより1000倍高いと推定。年間2万人がアフラトキシンによる肝臓ガンで死亡する。

14.3.2 摂食時安全目標値(FFSO)

14.3.1 許容リスク水準 (TLR)

- + 国によって設定される食品中のアフラトキシンの規制値 = FSO

HVBとの相互作用、相乗作用があることから
TLRを作成することは困難である。

2つの仮説

- 1) 年間100万人当たり1例のガンを誘発する総食事量に含まれるアフラトキシン量である
- 2) TLRは1000倍以上低いレベル

サンプリングセミナー 2008.5.29

- 185 -

防除対策

- + 干ばつストレス下一堅果を土から掘り出す前にアフラトキシンが產生することが多い、
- + アフラトキシンは耐熱性一真菌・細菌汚染を低減するために用いられる方法は期待できない、

間伐ストレスのときに汚染しやすい
加工においても少なくならない、


GAP(農業規範)GHP(衛生規範)-色彩選別

HACCPt定量分析

サンプリングセミナー 2008.5.29

農場規範

雑草抑制やその他適切な措置によって土壤水分を維持すること

干ばつストレスの時間および大きさを軽減すること
できる限り迅速に野外もしくは機械で安全な水分量まで
乾燥させること

一定の湿度に保ち適切に設計された瓶にいれて日陰で、
湿度モニタリングしながら適正な湿度管理下で貯蔵すること
穀挽き機に送る前に洗浄し、高量のアフラトキシンを
含有している可能性の高い果を除去

先進国では、殻を剥いたビーナッツに対して適正貯蔵基準をつくっている

- 摂取時のランダムサンプリングを行い水分量およびアフラトキシン含有量を評価する。
- 寄虫・温度勾配・水分の管理について農場での貯蔵に注意を払う
- 脱穀後の色彩選別では、なるべく1色以上の識別が可能で、原料のアフラトキシンの状態に応じて、大量の堅果も少量のものも分離できるように設定できるような機械を使用する。

モニタリング：GHP/HACCPのプロセスが妥当かどうかを確かめる

サンプリングセミナ 2008.5.29

サンプリングセミナ 2008.5.29

最終製品の受け入れ基準

官能的基準 大きさと色

化学的物理的基準 アフラトキシンの濃度(15 μg/kg)

微生物的基準 A. flavus, parasiticus

第15章 粉ミルク中のサルモネラ

29 May 2008

| CMSF勉強会

キューピー㈱研究所 指原信廣

- 15.1 序論
- 15.2 リスク評価
- 15.3 リスクマネージメント
- 15.4 製品と工程の基準
- 15.5 GHPとHACCP
- 15.6 最終製品の受け入れ基準
- 15.7 文献

15.1 序論

牛乳は低年齢の子供ににとって重要な食物であるが、備みやすい。保存、貯蔵のための工夫が必要であった。そのため乾燥は最も利用される技術の一つである。乾燥の利点は重量の減少と輸送が容易である。粉ミルクを調乳した際にサルモネラ属菌の増殖が病気を引き起こすことが示唆される。

粉ミルクのサルモネラのリスク評価を取り上げることと、摂食時安全目標値(FS0)の設定例を提供するのがこの章の目的である。

サルモネラ属菌は $AW > 0.95$ 、 $pH > 4.9$ 、温度 $8\sim45^{\circ}\text{C}$ の牛乳中で増殖可能なグラム陰性桿菌である。

サルモネラ属菌は世界中のほとんど地域に広がり、動物は多様な血清型により感染する可能性がある。動物に感染すると、排泄され直接乳の汚染や環境汚染を引き起こす。水や塵埃から工場の汚染へとつながる。

15.2 リスク評価

15.2.1 ハザード関連情報

第15章の構成

15.2 リスク評価 15.2.2 暴露評価

- ・サルモネラ属菌は72°Cで15秒間で菌数を最低10⁻¹⁰g減少させることができる。
- ・脂防分解酵素の失活のために80~85°Cで最低5秒間行わられることがあるため、殺菌効果がある。
- ・殺菌後の再汚染の危険性があるため、粉ミルクの取り扱いは重要である。
- ・粉ミルクのサルモネラ汚染の頻度や実際の濃度に限り正確な評価を打ち出すのは困難である。
- ・調乳したミルクで潜在的な増殖の可能性はは知られていないが、商業的な経験によると摂食時の濃度は低いと想定することは妥当であろう。

15.2 リスク評価 15.2.3 ハザードによる健康被害解析

- ・本項はリスク評価において、対象の個人またはグループに対する特定のハザードの影響を示す。
- ・サルモネラは経口的に摂取して症状を示す。
- ・潜伏時間は5時間~5日とばらつきがある。
- ・幼児や高齢者や免疫不全者には<100cfu/gの少菌量でも重篤になる。
- ・リスクを評価する場合には疾病の種類と対象集団を特定することが大切である。

15.2 リスク評価 15.2.3 ハザードによる健康被害解析 (つづき) (脂肪含量が多いチヨコレート、チーズなどでは<10cfu/gで発症)

- ・食品の種類が症状と菌量関係にも影響する。
- ・調乳した粉ミルクを摂取する対象者は幼小児であるので、最悪のシナリオを想定してアプローチする。
→粉ミルク 1 サービングあたり 1 サルモネラで小児が胃腸炎にかかると想定する。

15.2 リスク評価 15.2.4 リスク特性解析

- ・世界の粉ミルク生産量は100万トン(10~12g)を超えると推定される。¹
- ・サービングを10gと仮定すると、年間に10~11サービング消費する。汚染された粉ミルクでサルモネラ症の発生件数を年間に1000例未満とすると10~8サービングあたり1例未満であると推定される。
- ・これは実際のリスクよりも過大評価している可能性はある。

15.2 リスク評価 15.2.4 リスク特性解析

15.3 リスクマネージメント

15.3.1 消費者保護の為の受け入れ基準

- ・先進国のサルモネラ症の有病率は年間平均50例／人口10万人である。
- ・公衆衛生上の目標を粉ミルクの摂取に伴う年間発生数が1例未満／人口10万人口と提示することができる。(粉ミルク製品によつて現在の疾病負担が極端に増加するわけではない)

15.3 リスクマネージメント

15.3.2 摂食時安全目標値の設定

- ・1年間に消費されるサービング数を1000万サービング／10万人となる(仮定：世界人口の1／3が年間平均一日1杯の牛乳を消費する。1杯の牛乳=粉ミルク10g)
- ・ 10^8 サービングに1例未満の感染確率と予想すると、粉ミルクの摂食による感染は年間1例未満／人口10万人となる。

- ### 15.3 リスクマネージメント
- #### 15.3.2 摂食時安全目標値の設定(つづき)
- ・1サービング中1個のサルモネラにより発症するという最悪のシナリオを採用する
 - ・→FSOは粉ミルク中で1cfu未満／100kgでなければならぬ。
 - ・このFSOは年間1例未満／人口10万人に相当する。(粉ミルクを調乳した直後に摂食したことしている)
 - ・調乳した後の粉ミルクでサルモネラの増殖は保存、貯蔵の温度・時間に左右される。
 - ・ここでは調乳した後の粉ミルクの安全性についてではサルモネラ以外には考慮していない。

- ### 15.3 リスクマネージメント
- #### 15.3.3 防除対策
- ・FSO達成のための防除対策。
 1. 農場でのサルモネラ排除→牛乳、その後の処理での汚染回避。しかし難しい。
 2. 工場環境全体からサルモネラの排除→これも達成が困難。
 - サルモネラ排除に向けた努力は低温殺菌後の設備や環境に向けられるべきであろう。
 - 原料における初菌数の制御
 - 生乳の低温殺菌による菌数低減
 - 再汚染回避による菌数増加防止→GHPの導入
 - 消費者に対する情報提供→注意・指示の表示

15.3 リスクマネージメント

15.3.3 防除対策 (つづき)

- FSO達成のための防除対策。
 - 最も厳しいサンプリングプランを推奨
→ (25g 単位でn=60 の2階級サンプリングプラン) をもつてしても、対数正規分布、標準偏差=0.8と仮定する。サルモネラの平均濃度が1cfu以上/526g存在しないと、信頼限界95%では、陽性ロットが検出されないはずである。
⇒最終製品検査を利用できない。

15.3 リスクマネージメント

15.3.4 達成基準

- FSO達成のために製造工程の各段階まではいくつかの段階で達成すべき結果。
 - 第3章の式が使える。
 - $H_0 - \Sigma R + \sum I \leq \text{達成基準}$
 - サルモネラは 10^{-8}
 - $H_0 - \Sigma R + \sum I \leq -8$
 - H_0 サルモネラの初菌数 (Log)
 - $\sum R$ サルモネラの累積減少菌数 (Log)
 - $\sum I$ サルモネラの累積増加菌数 (Log)

15.3 リスクマネージメント

15.3.4.1 原料の初菌数制御

- 集荷された生乳は迅速に冷蔵し7°C以下に維持し、菌数増加をを防止すること。
 - 物理化学試験の一つに温度チェックがある。
 - 衛生対策の効果判定に全生菌数と大腸菌群数を特定する。粉ミルクの第一段階はごく分離牛乳の粒子の塊や細胞を取り除く。この設備の洗浄が適切であること。
 - 生乳のサルモネラは通常、非常に少なくわずか1cfu/ml ($H_0 = 0$) に過ぎない。

15.3 リスクマネージメント

15.3.4.2 生乳の低温殺菌による菌数減少

- 低温殺菌は非常に重要な CCP (重要管理点) とされている。
 - 再汚染を回避するために熱交換器の低温殺菌装置が正常に作動しないときや冷却時にサルモネラを吸い込む可能性があると、サルモネラの菌数管理が出来なくなる。
 - 生乳のサルモネラの初菌数を 1 cfu/ml ($H_0 = 0$) と仮定すると、 $\Sigma R = -8$ となり、低温殺菌で8桁減少させる必要がある。

15.3 リスクマネージメント

15.3 リスクマネージメント 15.3.4.3 工場での再汚染回避による菌数増加 防止(つづき)

- ・ 低温殺菌された牛乳は噴霧乾燥前に濃縮する。
 - ・ 蒸発器を通過する。
 - ・ 濃縮作業と噴霧作業の間にバランスタンクがあり、ここに再汚染させないためにバランスタンクが設置する。
 - ・ 工場内に清潔で、サルモネラフリーの環境を維持する必要がある。
 - ・ ウエットなエリアとスプレードライヤーのドライエリアを隔離することが必要である。
 - ・ ドライエリアの清浄性とその維持、清潔な工場が重要である。

15.3 リスクマネージメント

15.3.4.3 工場での再汚染回避による菌数増加 防止(つき)

- ・サルモネラの初菌数が $1\text{cfu}/\text{g}$ で低温殺菌で8折減少させたときの達成基準を満たす場合には

$$0 - 8 + \sum | \leq -8$$

$$\Rightarrow \sum | = 0$$

1154 準工程と製品の基準

15.5 GHP と HACCP

- ・低温殺菌は72°C15秒間または80°C5秒間牛乳を加熱する。
 - ・粉ミルクでは、再汚染を防ぐことが重要である。機械装置、環境、塵埃、害虫、エア等をサルモネラフリーにして、100トン当たり、1サルモネラ未満にすることである。
 - ・100トンはNサイズの噴霧乾燥器を30時間製造する間に再汚染がないことに相当する。

安全な粉ミルクを製造する為の基本は数十年にわたって構築されたGHPを適用すること。最終的に粉ミルクのサルモネラ予防には、最終加熱処理以降の粉ミルクを再汚染する可能性がある。

HACCPプランの設定時にモニタリングの実行を特定実行装置を運営する。モニタリングの実行を特定実行装置を運営する。モニタリングの実行を特定実行装置を運営する。

15.5 生乳から消費者までのモニタリング・確認検査

15.6 最終製品の受け入れ基準

15.6.1 官能的基準

- ・摂入される生乳の品質とサルモネラ汚染の程度は乳製品工場の管理下にはない。しかし、製造施設が生乳の衛生状態に影響を与える。
- ・生乳については凝固点測定・メチレンブルー試験、フィルステスト・一般生菌数・細胞数・酸度試験でモニタリングできる。
- ・温度・時間の監視、サルモネラの侵入防止措置が必要である。
- ・HACCPプログラムに従ったモニタリングで可能。効果の確認が必要。

- ・粉ミルクは乾燥されており、流動性をもつ。冷水やぬるま湯でも容易に溶ける。色調は白か乳白色。酸敗臭がないこと。未開封パッケージでは損傷がないこと。
- ・製造・貯蔵・流通段階においてGHP遵守されていることの証拠となる。
- ・GHPの逸脱が安全上の問題を招くことがあるので、異常がみつかった製品をさらに検査せずに受け入れてはならない。

15.6 最終製品の受け入れ基準

15.6.2 物理的・物理的基準

- ・水分量・脂肪/タンパク質量・溶解性などの検査が行われている。それらの検査の多くは製品の安全性とは無関係である。
- ・アフラトキシンM、抗生物質、農薬などの検査が規則の遵守状況を確認するために行われることもある。
- ・高水分活性値を示すものは微生物の増殖の可能性があるため、通常の官能検査で除外する。

15.6 最終製品の受け入れ基準

15.6.3 微生物学的基準

- ・一般生菌数 (APC)、大腸菌群、腸内細菌科細菌、さらにサルモネラの試験が行われることが多い。
- ・APCでは、 $n=5$ 、 $c=2$ 、 $m=3 \times 10^4$ 、 $M=10^5$ の3階級サンプリングプランのケース2が選ばれる。GHP / HACCPとは直接関係ない。(通常の微生物レベルの場合)
- ・ケース5では $n=5$ 、 $c=1$ 、 $m=10$ 、 $M=10^2$ で大腸菌群検査に利用される。GHP / HACCPの遵守状況を示すもの。

15.6 最終製品の受け入れ基準 15.6.3 微生物学的基準（つづき）

- ・ ケース10、11、12は通常サルモネラ試験が行われる食品に利用される。
- ・ 試料数はそれぞれ5、10、20で、試料単位は通常25gである。
- ・ 粉ミルクの場合ケース11が適し、試料数は30が最も適している。
- ・ 高リスク集団が対象の場合は試料数を15、30、60に増やすことが出来る。
- ・ ケース11では（細菌の平均濃度から95%の確率で検出できると考えられるため、標準偏差を0.8と仮定して） $1\text{cfu}/83\text{g}$ 存在すれば、95%の信頼度でサルモネラが検出される。

第16章 加熱食肉製品(フランクフルトソーセージ)中の

リストeriaモノサイトゲネス

国立医薬品食品衛生研究所
岡田 由美子

- 16. 1 序論
- 16. 2 リスク評価
- 16. 3 リスク管理
- 16. 4 加工及び製品の基準
- 16. 5 GHP とHACCP
- 16. 6 最終製品の受け入れ可能基準



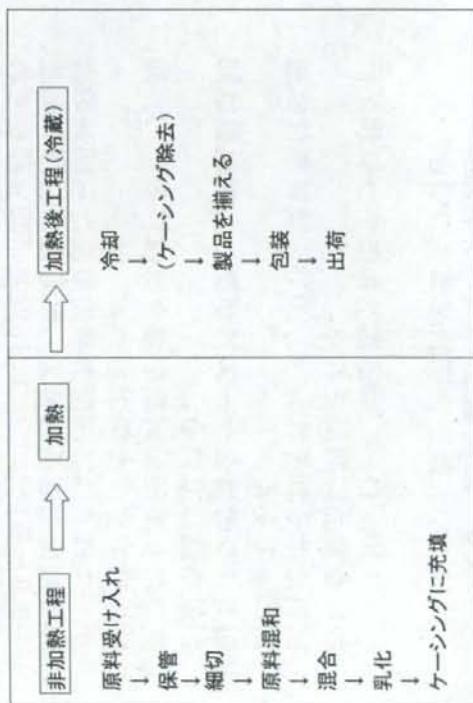
16. 1 序論

- RTE食品中の増殖可能な微生物危害の例としてリストリアを検討する
- HACCPに関連した達成基準、加工基準、ハリテーションの活用
- GHP及び環境中の微生物制御を評価するためのサンプリングプログラム

ソーセージの加工工程

- 内部温度70度以上で加熱 蛋白の凝固、色調、殺菌
- スモークまたは燻製液の添加

ソーセージの製造工程



16. 2 リスク評価

- 人口100万人当たり年間2~6例が発生し、うち20~30%が死亡
- 13血清型のうち、患者から分離される株は大半が4b、1/2b及び1/2aヨーロッパでは4bが、北米では3血清型がほぼ同数
- 全血清型に発症の可能性がある
- 通性嫌気性の非芽胞形成グラム陽性桿菌で
- 発育可能温度 -0.4~45°C
- 水分活性 ≥0.92
- 塩分濃度 ≤10%
- 自然界に広く分布し、健康保菌者も存在する
- ≥70°Cの加熱で不活化される

16.2.2 健康被害解析

- ヒトの実験的用量反応データではなく、最小感染量(MID, minimum infectious dose)は不明
- 代替アプローチとして、疫学データと汚染食品中の微生物菌数の推定値の組み合わせを用いて行う用量反応研究も十分なデータが不足
- リスク評価時には、腸管型または慢襲性、健常者またはハイリスク群に比べ異なる評価をすべきである

食品媒介リステリア症

- (1) 散発例 食品の情報がほとんどない
- (2) 単一ロットの汚染食品が関与する集団事例
- (3) 拡大型集団事例 少数の事例が時間や場所と共に大きくなり拡大

食品加工業者は、(3)の発生を予防し、(1)及び(2)のリスクを最小限に抑えるシステムを構築しなければならない。

16.2.4 リスク特性解析

米国でのフランクフルター消費量は年間 20×10^9 個(60億／人)
人口2億7000万人(1998) 中 1350例 のリステリア症
・その1% (13.5例) がフランクフルター由来

$$\downarrow 20 \times 10^9 \text{ 個消費で} 13.5 \text{ 例}$$

・全人口の20% (5400万人) が免疫不全
 \downarrow
 $(54 \times 10^8) \times 60 = 3.24 \times 10^9 \text{ 個消費}$

・全症例が免疫不全者とすると
 \downarrow
 $3.24 \times 10^9 \text{ 個ごとに} 13.5 \text{ 例}$

16.2.4 リスク特性解析

リステリアはさまざまな調理済み食品から検出される。
 $100 \sim 1 \times 10^8 \text{ CFU/g}$
USDAのモニタリングでは、ソーセージで1993年から1995年にかけて
5.3%から1.8%

加工工程における段階的加熱工程(step-heating)により、菌数が減少
包装前の管理されていない環境条件が最終製品の汚染の主たる要因
低温保存、真空包装下でも菌は増殖可能
・増殖に影響を与える要因は、
初期/最終段階での乳酸菌の菌数
初期のpH

16.2.3 暴露評価

リステリアはさまざまな調理済み食品から検出される。
 $100 \sim 1 \times 10^8 \text{ CFU/g}$
USDAのモニタリングでは、ソーセージで1993年から1995年にかけて
5.3%から1.8%

加工工程における段階的加熱工程(step-heating)により、菌数が減少
包装前の管理されていない環境条件が最終製品の汚染の主たる要因
低温保存、真空包装下でも菌は増殖可能
・増殖に影響を与える要因は、
初期/最終段階での乳酸菌の菌数
初期のpH

16.3 リスク管理

- ・ 先進国での年間リストリア発症数は、人口100万人当たり2~6例
- ・ FSOの設定
 - 現実に100 CFU/gの菌を毎日摂取していると思われるが罹患していない
 - 100 CFU/gの製品規格を設定した国での罹患率に変化がない
 - 製造事例の原因食品の汚染量は100 CFU/gより高い
- ・ フランクフルターに含まれる *L.monocytogenes* 濃度は、摂食時において100 CFU/gを超えてはならない。
- ・ 防除対策
 - 原料・初期レベルを最小限に抑える
 - 製造工程(加熱時)の達成基準を設定
 - 加熱後から包装までの再汚染の防止
 - 包装後殺菌
 - 包装から調理までの増殖防止 (添加物、日付表示、冷凍保存等)
 - 要食前加熱

16.3.4 達成基準

原料受け入れ→保管→細切→原料混和→混合→乳化→ケーシングに充填
→加熱→冷却→(ケーシング除去)→検品→包装→出荷

フランクフルターにおけるリストリアFSO: $\leq 100 \text{ CFU/g} = 2 \log$

それを満たすための達成基準は

$$H_0 - \sum R + \sum I \leq FSO = 2.0$$

USDAの調査で、牛ひき肉(563検体)の18%、七面鳥ひき肉(165検体)の23(32.7%)%、鳥ひき肉(162検体)の35(36.7%)%からリストリア分離汚染の相乗平均は 3.9, 3.8 及び 2.24 CFU/g 未満

牛ひき肉陽性検体の90.4%は30 CFU/g 未満

→ 通常の条件下で予測される汚染レベルは100 CFU/g以下

16.3.4 達成基準

原料受け入れ→保管→細切→原料混和→混合→乳化→ケーシングに充填
→加熱→冷却→(ケーシング除去)→検品→包装→出荷

原材料の初期汚染レベルの制御
4°C, pH6.0での10倍増殖に要する日数は
好気条件、食塩1.5%、亜硝酸ナトリウムなしで 6日 あり で 10日
嫌気条件、食塩1.5%、亜硝酸ナトリウムなしで 4.9日 あり で 10.5日

→ 製造工程での加熱の前に10倍に増えると仮定すると、

$$H_0 \text{ (は) } 1000 \text{ CFU/g } \rightarrow 10000 \text{ CFU/g } = 3 \log$$

→ 加熱によるレベル削減は $3 - \sum R + 0 \leq 2.0$

$$\sum R = 1$$

実際にはより厳格に、6log削減とし、加熱後の達成基準は $\leq 1 \text{ CFU/kg}$

$$3 - \sum R + 0 \leq -3$$

$$\sum R = 6$$

でなくてはならない

16.3.4 達成基準

調理後の再汚染防止
GHP・工場の配置、設備の設計、メンテナンス、低温保存など
プログラムの有効性に関与する要因: 環境検査と陽性検出時の対応
モニタリングプログラムの留意点:

ニッチなどでの定期的監視
迅速な環境評価
陽性検体検出時の迅速・効果的対応
汚染排除の立証と、評価しやすいデータの提供

再汚染によつて達成基準 $\leq 1 \text{ CFU/kg}$ を超えないようにするには、

$$H_0 - \sum R + \sum I \leq -3$$

$$3 - 6 + \sum I \leq -3$$

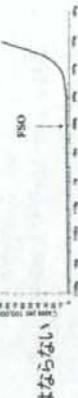
$$\sum I = 0$$


Figure 16.3.4.1 Graph showing the relationship between the number of samples (n) and the sum of R values (ΣR)

$n = 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10$

$\Sigma R = 0, 1, 2, 3, 4, 5, 6$

$n = 10$